10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

催告解除と無催告解除：改正民法の枠組み

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　問題の所在

相手方から届いた取引基本契約書に、次の条項があったとします。

> 第〇条（解除）
> 甲又は乙は、相手方が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

見慣れた条項です。契約書に解除条項がある以上、相手方が違反すれば解除できる。そう読むのが自然でしょう。

しかし、この条項があってもなくても、解除できるかどうかはまず民法によって決まります（注1）。そして、この条項があることによって解除がしやすくなる部分と、条項があってもなお解除できない部分とがあります。

どこまでが民法の話で、どこからが契約書の話なのか。**この切り分けができていないと、目の前の解除条項をどう直すべきかも決まりません。**「もっと広く解除できるように書き足しましょう」という助言が、なぜ多くの場合に的を外すのかも見えてきません。

解除を扱う記事は、この切り分けから始めます。本稿は民法の枠組みだけを扱い、契約書の話には最小限しか立ち入りません。遠回りに見えるかもしれませんが、ここを飛ばすと条項を設計するときに手が止まります。

二　制度の枠組み

1　法定解除と約定解除

解除には、法律の規定に基づくもの（法定解除）と、契約の定めに基づくもの（約定解除）とがあります。

冒頭の条項は約定解除の定めです。もっとも、契約書に解除条項を置かなくても、民法の規定によって解除はできます（注1）。この点をまず押さえておきましょう。**約定解除条項は、解除できるようにするために置くのではありません。**すでにできることの、範囲と手続を変えるために置くものです。

なお、契約の効力を遡って消滅させることを「解除」、継続的な契約関係を将来に向かって終了させることを「解約」と呼び分けることがあります。ただし、契約書上でこの二つが明確に使い分けられていない例も多く、結局は取引の内容に応じて、契約の効力が遡及して失われるのか将来に向かってのみ失われるのかを解釈することになります（注2）。本記事のシリーズでも、特に断らない限り両者を含めて「解除」と呼びます。

2　2017年改正による条文構造の変化

2017年改正前の民法は、解除ができる場合を三つに分けて規定していました。

改正前民法	見出し
541条	履行遅滞等による解除権
542条	定期行為の履行遅滞による解除権
543条	履行不能による解除権

現行民法は、これを二つに再編しています。

現行民法	見出し
541条	催告による解除
542条	催告によらない解除

改正前541条は現行541条（催告による解除）に、改正前542条および543条は現行542条（催告によらない解除）に、それぞれ整理されました（注3）。

分類の軸が「不履行の態様」から「催告を要するかどうか」に変わっています。この変化は、単なる条文整理ではありません。

改正の要点は、次の4つです（注4）。

1. 解除の要件に「債務者の帰責性」は不要
2. 解除類型を「催告解除」と「無催告解除」に整理
3. 不履行が債権者の帰責事由によるときは解除ができないことを明記
4. 催告解除につき、不履行が軽微であるときは解除ができないことを明記

2が条文構造の変化そのもので、1が後で述べる制度理解の変化に対応します。3と4は、条文の文言として新たに書き込まれた制限です。

3　催告による解除（民法541条）

条文を掲げます。

> 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。（注5）

要件は次のとおりです。

1. 当事者の一方が債務を履行しないこと
2. 相手方が相当の期間を定めて履行を催告したこと
3. その期間内に履行がないこと
4. 期間経過時の不履行が軽微でないこと（ただし書）

実務上の負担は2にあります。「相当の期間を定めて」催告する必要があり、どの程度の期間が相当かは事案によります。加えて、後で述べるとおり解除自体も意思表示を要します。催告の際に「期間内に履行しないときは、あらためて通知することなく解除する」と付け加えておけば一度の通知で足りますが、そうしなければ、債権者は催告と解除の二度、相手方に通知を届けることになります（注1）。

4のただし書、つまり「軽微であるとき」の意味は、解除条項の書き方を大きく左右します。これは別稿『「軽微であるとき」の判断』で扱います。

4　催告によらない解除（民法542条）

> 1　次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
> 一　債務の全部の履行が不能であるとき。
> 二　債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
> 三　債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
> 四　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
> 五　前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。（注6）

1号は履行不能、2号は確定的な履行拒絶、3号は一部不能・一部拒絶で目的を達し得ない場合、4号は定期行為です。改正前542条・543条が扱っていた場面が、ここに収まっています。

注目すべきは5号です。前四号に当たらなくても、催告をしても目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、催告を要しません。改正前には対応する明文がなかった受け皿規定です。

もっとも、この5号は実務では使いにくいものです。「見込みがないことが明らかである」という要件を、解除の時点で債権者の側が判断しなければならないからです。判断を誤れば解除は効力を生じません。この使いにくさが、契約書に無催告解除条項を置く実務的な理由の一つになっています（後述の四）。

同条2項は、一部不能・一部拒絶の場合に、催告なしに契約の一部を解除できることを定めています。

5　解除は意思表示による（民法540条）

> 契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。
> 2　前項の意思表示は、撤回することができない。（注7）

条文上は当然のことですが、実務では取り違えられることがあります。契約書に「催告することなく直ちに解除できる」と書いてあっても、解除の意思表示それ自体は必要です（注8）。無催告解除特約が省略するのは催告であって、解除通知ではありません。

「無催告で解除できる契約だから、通知しなくても解除されている」という理解は誤りです。解除通知を送らないまま次の行動（在庫の引揚げ、取引の停止など）に出れば、こちらが債務不履行に問われかねません。

また、解除の意思表示は撤回できません（同条2項）。解除通知を送った後で「やはり取引を続けたい」となっても、一方的には戻せません。解除通知は、送る前に社内で判断を固めておくべき書面です。

三　解釈：帰責事由が要らなくなったことの意味

改正前の民法は、履行不能による解除について、債務不履行につき債務者の帰責性が必要であることを明文で要求していました。さらに、履行不能による解除にとどまらず、541条の履行遅滞等による解除においても、解除の要件として債務者の帰責性が必要であることが解釈によって要求されていました（注9）。

現行民法では、解除の要件として「債務者の帰責性」は不要です（注9）。

ただし、不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は解除できません（民法543条）。帰責事由が要らなくなったのは債務者側についてであって、債権者側の帰責事由は依然として解除を妨げます。

この変更は、条文の細部の修正ではありません。**解除制度を、債務者に対する責任追及手段としての制度から、契約関係から債権者を離脱させるための制度へと、理論的位置づけを変えたことによるものです**（注9）。解除制度は債務者に対する責任追及の手段ではなく、債務の履行を得られない債権者を契約関係（拘束力）から解放する制度と捉えることになり、債務者の帰責事由は要求されないこととなりました（注10）。

この変更が実務で効く場面

理論的な位置づけの話に見えますが、実務的には代替取引が可能になった点が重要です（注11）。例で考えます。

AがBから100個の部品を購入する部品供給契約を締結したところ、天災のためにBの工場が稼働できず、期限までに100個の部品を納入できなくなった。

改正前民法の理解を前提にすれば、Bの部品供給義務の不履行に帰責性はないから、Aは部品供給契約を解除できず、契約に拘束されたまま、いつ納入されるか不明のBからの納入を待つことになります。しかしAとしては、製品を製造して顧客に納品する必要があります。当該部品にBに代わる代替の供給元Cが存在する場合、Bの債務不履行があるにもかかわらず、AがAB間の契約に拘束されてCから部品を購入できないのは不合理です（注11）。

解除を契約の拘束から離脱する制度として位置づければ、債務不履行について債務者に帰責性がなくても解除ができることになります。**その実益は、AがCと代替取引をできるという点にあります**（注11）。

この理解が以後の記事につながる

制度の位置づけをこう捉えておくと、解除に関する残りの論点が一本の筋で見通せるようになります。

なぜ「軽微であるとき」は解除できないのか。軽微な不履行であれば、債権者を契約から解放してやる必要が乏しいからです。制裁として捉えるなら「軽微でも違反は違反だ」となるところですが、解放の制度として捉えれば、解放の必要性がない場面で解放しないという帰結は自然です。この点は別稿『「軽微であるとき」の判断』が扱います。

なぜ無催告解除条項が限定的に解釈されるのか。契約書に広く無催告解除事由を並べても、解放の必要性が乏しい場面にまでそれを及ぼす理由はありません。別稿「解除事由の書き方：不明確な列挙・広範な無催告解除が招く事故」で扱う限定解釈の裁判例は、この理解と整合します。

なぜ継続的契約では契約書のとおりに解除できないことがあるのか。継続的な取引関係では、一方を解放することが他方に重い不利益をもたらします。解放の必要性と、解放によって生じる不利益との衡量が正面に出てきます。別稿「継続的契約の解除制限と信頼関係破壊の法理」がこの問題を扱います。

なお、解除権の行使は損害賠償の請求を妨げません（民法545条4項）。解除と損害賠償は択一ではありません。帰責事由なしに解除できるようになったからといって、帰責事由なしに損害賠償を請求できるようになったわけではない点にも注意が必要です（民法415条1項ただし書）。

四　契約実務への還元：それでも解除条項を置く理由

法定解除ができるのであれば、契約書に解除条項を置く必要はないはずです。それでも実務が解除条項を置くのはなぜでしょうか。整理すると三つあります（注12）。

催告と期間経過を待てない場面があるからです。催告解除は、相当の期間を定めた催告と、期間の経過を待つことを要します（解除の意思表示を催告と同時にしておく方法はあっても、期間の経過は待つほかありません）。相手方の信用が急速に悪化しているような場面で、この手続を踏んでいる余裕はありません。

履行期限の到来を待たずに解除したい場面があるからです。財産状態や信用状態に重大な変化が生じ、期限が来ても履行を期待できないことが明らかになったとき、債権者は自らの債務の履行を免れたいと考えます。相手方の信用が悪化しただけでは、通常、法定解除の要件を満たしません。履行期限前でも、履行不能や履行を拒絶する意思の明確な表示があれば無催告解除ができますが（民法542条1項1号・2号）、信用不安の段階ではそこまでの事情がないのが普通です。

「履行不能」や「確定的な履行拒絶」に当たるかについて争いが生じ得るからです。民法542条1項1号・2号に当たるかは解釈問題であり、解除の時点では判断がつかないことも多くあります。あらかじめ具体的な事由を列挙しておけば、この不確実性を減らせます。

ここから、解除条項の役割は二つに整理できます。解除できる場面を増やすこと（法定解除事由に当たらない事由を解除事由とする）と、解除の手続を速くすること（催告を省くこと）です。

冒頭に掲げた条項に戻りましょう。

> 甲又は乙は、相手方が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

この条項は、この二つの役割のどちらも果たしていません。解除事由は「本契約に定める条項に違反したとき」であり、これは法定解除とほぼ同じ場面をなぞっているにすぎません。催告を省くとも書かれていません。**約定解除条項でありながら、法定解除に何も足していないのです。**

では、どう書けばよいのか。それが別稿「解除事由の書き方：不明確な列挙・広範な無催告解除が招く事故」の主題です。

本稿で扱わなかったこと

本稿で触れないまま残したものが一つあります。民法541条ただし書、つまり「軽微であるとき」は解除できないという一文です。

この一文は、条文だけを読めば例外規定にすぎません。しかし実際には、解除条項に何を書いておくべきかを決める規定でもあります。軽微かどうかの判断が「その契約及び取引上の社会通念に照らして」行われる以上、その契約に何が書いてあるかが判断に影響するからです。

このただし書は、別稿『「軽微であるとき」の判断』で扱います。

参考文献等

（注1）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式――企業実務家視点の雛形とその解説〔第3版〕』（有斐閣、2025）601～602頁

（注2）同601頁

（注3）同601頁

（注4）大阪弁護士会民法改正問題特別委員会編『実務家のための　逐条解説新債権法』（有斐閣、2021）433頁は、541条から543条までの改正のポイントとして、①解除の要件に「債務者の帰責性」は不要、②解除類型を「催告解除」と「無催告解除」に整理、③不履行が債権者の帰責事由によるときは解除ができないことを明記、④催告解除につき不履行が軽微であるときは解除ができないことを明記、の4点を挙げます。

（注5）民法541条

（注6）民法542条1項

（注7）民法540条

（注8）前掲注1・602頁

（注9）前掲注4・434頁。同書は、改正前民法では543条ただし書において債務不履行につき債務者の帰責性が必要であることが明文で要求されており、さらに履行不能による債務不履行解除のみならず541条における履行遅滞等の解除においても解除の要件として債務者の帰責性が必要であることが解釈によって要求されていたとしたうえで、改正民法では解除の要件として「債務者の帰責性」は不要となったこと、これは解除制度を債務者に対する責任追及手段としての制度から契約関係から債権者を離脱させるための制度へとその理論的位置付けが変わったことが理由であるとします。

（注10）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問9（無催告解除事由を広範に定めた場合）の解説1

（注11）前掲注4・434頁のコラム「解除の要件と代替取引」

（注12）前掲注1・601～602頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/saikoku-kaijo-to-musaikoku-kaijo/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「催告解除と無催告解除：改正民法の枠組み」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。